

<p>森田議長</p>	<p style="text-align: right;">(9:30)</p> <p>皆さん、おはようございます。 ただいまの出席議員数は、全員でございます。 定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回木津川市精華町環境施設組合議会臨時会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 令和元年第2回木津川市精華町環境施設組合議会臨時会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 議員の皆様を初め管理者、副管理者及び関係職員におかれましては、年末の何かとご多用の中ご出席を賜りまして、大変ご苦労さまです。平素は本組合運営に何かとご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。 本日は、打越台環境センターの解体・撤去工事に向けまして、昨年度より準備が進められてきましたが、先般、この工事請負業者を決めるための入札が執行され、仮契約が締結されました。 本日提案されている議案は、この工事請負契約の締結に関する件でございます。長年にわたり精華町と木津川市のごみ処理を支えてきました打越台環境センターの解体・撤去につきましては、本組合にとりまして大変重要な取り組みでございます。慎重なるご審議を賜り、適切な結論が得られますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。 続きまして、管理者から挨拶をお願いします。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>皆さん、おはようございます。 令和元年第2回木津川市精華町環境施設組合議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。 議員の皆様におかれましては、令和元年第2回木津川市精華町環境施設組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、年末の大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素は本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことに、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。 さて、去る11月25日の本組合の定例会のご挨拶におきまして申し上げておりましたとおり、打越台環境センター解体・撤去工事の施工業者の選定を進めまして、12月11日に一般競争による入札を執行し、落札者を決定しました。本日ご提案させていただきます議案は、この工事請負契約の締結に係る件でございます。 この数年間は、長年の懸案事項でありました、環境の森センター・きづがわの建設・稼働と打越台環境センターの解体・撤去に取り組むという、本組合にとりまして大きな節目の時期でございます。引き続き議員の皆様の一層のご指導、ご協力並びにご支援を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。</p>

<p>森田議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり進めてまいります。</p> <p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、山下芳一議員と6番、岡本篤議員を指名いたします。 なお、両君の不測の場合には、次の議席の議員を署名議員といたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。 本臨時会の会期は、本日12月25日の1日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。異議なしと認めます。 したがって、会期は本日の1日間に決定をいたしました。</p> <p>日程第3、議案第4号「打越台環境センター解体・撤去工事請負契約の締結について」を議題とします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第4号、打越台環境センター解体・撤去工事請負契約の締結につきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>打越台環境センター解体・撤去工事に関する工事請負契約を、ピーエス三菱・日皆田建設特定建設工事共同企業体と締結するに当たりまして、木津川市精華町環境施設組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>ご審議の上、ご可決をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>なお、詳細につきましては、事務局長から説明をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>改めまして、皆さん、おはようございます。</p>

山本事務局長
つづき

議案第4号の補足説明をさせていただきます。

議案書をめくっていただきまして、参考資料をごらんいただきたいと思ひます。

まず、工事概要でございますが、打越台環境センターにつきまして、環境の森センター・きづがわの供用開始に伴いまして、平成30年9月にその用途を廃止しましたことから、打越台環境センターの上屋、設備、またその基礎部分、また敷地の外構を解体・撤去して更地にするるとともに、取水施設のポンプ、貯水槽などの解体・撤去を行うものでございます。

施設の概要につきましては、その解体・撤去を行います主な施設を記載しております。

なお、去る8月30日に開催していただきました全員協議会におきましてご説明をさせていただきましたとおり、本工事の発注に先立ちまして土壤汚染状況の調査を終えておりまして、この調査をした限りにおきまして、ダイオキシン類を含みます土壤汚染は認められませんので、今回の工事の発注におきましては、土壤汚染対策に関する工種は含まれておりません。

参考資料の裏面をごらんいただきたいと思ひます。

本工事の入札につきましては、去る10月28日に一般競争入札を実施することの告示を行いましたところ、2の入札参加業者に記載のとおり2社の参加がございました。12月10日の午前10時から環境の森センター・きづがわにて開札を行った結果、ピーエス三菱・日皆建設特定建設工事共同企業体が落札され、仮契約に至ったものでございます。

税抜きの予定価格につきましては、4億3,950万2,000円で、税抜きの落札価格が3億2,000万円でしたので、落札率につきましては72.8%でございました。

なお、最低制限価格は特に設定はしておりません。

また、具体的な工事の工程につきましては、請負業者のこれまでの同種工事の経験やノウハウなどに基づきまして、本契約の成立後、請負業者におきまして施工計画が作成されますが、工期につきましては、議会の議決を得た日の翌日から令和3年1月29日までの約1年間を予定しております。

次のページにつきましては、位置図を添付しております。場所につきましては、既にご承知かと思ひますが、打越台環境センターと取水施設につきまして、黒の実線の網かけにより示しております。若干、取水施設の位置につきまして見にくいかと思ひますけれども、ご了承いただきたいと思ひます。

以上で、打越台環境センター解体・撤去工事請負契約の締結についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

森田議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 岡本議員。
岡本議員	今、議案を説明していただきましたけれども、今後、今、解体・撤去工事の契約を締結すると。工期を終えて完了する、次、完了検査がある、移転登記するという、いろいろ順を追って流れていくと思うんですけれども、議案でいきますと、工事自体は令和3年1月29日までということになりますが、最終的なスケジュールといたしますか、時系列で、大体、おおよそでいいので、わかればご説明いただければと思います。
森田議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>ただいまのご質問につきまして答弁をさせていただきます。</p> <p>まず、跡地処分までのプロセスというところでございますけれども、まずは議会の議決をいただきますと、本契約の締結ということで、仮契約が本契約のほうに移ります。その後、撤去工事にかかっていくわけでございますが、まずは施工者のほうで施工計画を立て、その後、それに基づいた工事を進めていくというところになります。大まかな流れにつきましては、以前、全員協議会の中でもご説明をさせていただいたところでございますが、準備、またそういった仮設部分の準備に概ね2カ月ぐらいかかるのではないかとこのところでございます。その後、こういった施設でございますので、ダイオキシン部分の除染等を行い、洗浄等を行いまして、設備の解体撤去に向かっていくというところでございます。</p> <p>また、完了検査ということでございますけれども、完了検査をする前に、それぞれの段階におきまして、段階検査ということで、工事がきちっと進めているかどうかという段階的な検査も進めていくところでございます。最終的な完了検査が、予定ではこの工期内で行うというところでございます。</p> <p>また、環境の測定等につきましては、工事の最中でも行いますし、以前、議員の中からも最終的な土壌汚染の調査をどうするのかというご質問があったと思っておりますけれども、そのご意見も踏まえまして、今回の工事の中に撤去した後の土壌の調査といったところについてもこの工事に含まれております。したがって、施設を撤去した後、土壌汚染がない、いわゆる建物の中に含まれていたダイオキシンなどが土壌に巻き散っていないといったことも確認した上で、完了検査を行うということになります。その後、移転登記という形になるかということも思っております。移転登記につきましては、工事が終わっ</p>

山本事務局長 つづき	てからということになりますので、令和3年の3月の終わりごろまでには移転登記も完了したいというふうに思っているところでございます。 以上でございます。
森田議長	ほか、ございませんか。 倉議員。
倉議員	倉です。 参考までにちょっとお聞きをしたいと思うんですけども、施設の特異性並びに昨今の解体工事等の物価の高騰を考えれば、いろいろ金額的には大変ご苦労されたなという思いもあるんですけども、単純にこれ、平米単価で割ってみますと、1平米当たり延べ床面積で15万8,000円ぐらいの価格になっていますね。 参考までに、近畿圏内で、ここ近年にこういう工事を行われたという資料とかは調べてはるんですか。もしあれば、ちょっと参考までに、その落札価格等で、私もその妥当性というので一応了解はしておきたいと思っておりますので、お示し願えれば幸いですと思っておりますが、よろしくお願ひします。
森田議長	事務局長。
山本事務局長	事務局長でございます。 ただいまのご質問につきまして答弁をさせていただきます。 他事例と比較しているかどうかというところでございますけれども、この種のものにつきましては、非常に発注件数といえますか、ほかの解体と比べますと少なくなっております。そういったことで全国的なものを調べさせていただいております。平成27年度から29年度における焼却施設の解体・撤去事例を調べまして、最大・最少どれぐらいになるのか、平均どれぐらいあるのかということで調べております。 今、平米当たりという話がございましたけれども、この種のものにつきまして、1トン当たりどれだけの費用がかかっているのかというので換算するのが一般的なものでございます。組合のほうで調べさせていただきました平成27年度から29年度、そこにおきまして、こういったごみ焼却施設の解体・撤去の事例を見ますと、最大でありますと、準連続換算、こういったような16時間運転のものに換算いたしまして、1トン当たり最大で630万円、今回の60トンに直しますと3億7,800万、平均でいきますと440万、60トンで掛け合わせますと2億6,400万円といったような金額でございまして、近辺でいきますと平成29年に田原本町さんのほうで30トン炉

山本事務局長 つづき	を2炉、ちょうどこの60トンクラスのを撤去されておりますけれども、税抜きで2億9,145万8,000円という価格でございますので、それぞれの施設におきまして多少内容も異なっておりますので、純然たる比較というのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、全国的な平均の落札契約価格から見ても妥当な金額かなというところで判断しているところでございます。 以上でございます。
森田議長	倉議員。
倉議員	地域性もありますし、また建物の構造の形もあると思いますので、一概に他市、ほかの自治体と比較することはできないと思いますが、一応参考までにお聞きしましたので、私もそれで了解はしております。ありがとうございます。
森田議長	ほか、ございませんか。 佐々木議員。
佐々木議員	<p>直接、すみません。</p> <p>先ほどの倉議員への答弁をちょっと書きとめられなかったので、できれば数字のデータを後でいただきたいと思いますが、議長よろしくお願いします。</p> <p>その他の質問なんですけれども、今、移転登記が再来年の3月末ぐらいだということで、その段階でいわゆる精華町に移るという話でした。その場合、本組合のいわゆる条例上これは議決事項になるのか、ならないのかについて確認をしたいと思っております。これ無償だったらならない可能性ありますよね。有償の場合はなるかもしれないけれども、大きき的にはなるんだけれども、条例上これは議決事項になるのかどうか。要するに財産処分ですよ、というのが1点です。</p> <p>撤去の定義について確認をしたいんですけれども、2点目は。要するに先ほど申された令和3年3月末ぐらいに予定をしている移転登記をもって撤去という話になるのか、完了検査をもって撤去となるのか、この撤去の時点がいつになるのかというのが2点目です。</p> <p>3点目は、一応、参考図面はつけてもらっているんですけれども、工事の範囲がどこまでかという話ですよ。焼却施設ですから、当然ごみを置く場所というピットがあるわけで、その場合は当然地下にあるわけですよ。地下にあるものをとれば、当然そこは穴があいてしまうということなんですけれども、その穴があいたところをどうするのかと、どういうふうに埋めるのかという話ですよ。それに絡んで、いわゆる土砂の搬出入はあるのかどうか。いわゆる今ある土砂の中で埋め戻すことが可能なのか、足りなければどこかから持ってこなければ</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>ならないし、余れば搬出しなければなりませんよね。そういった意味の搬出入というのがあるのかどうか大きく3点目であります。</p> <p>あと、この工事に関して、例えば、もし搬出入があったり、または解体用の比較的でかい、大きなこういう車両が通過するとなれば、どのルートを通ってこの現場に行くのかというところですね。場合によって、その数にもよるんだけれども、頻度とか数によるんだけれども、通常、ある程度の連続性といいますか、規模がある場合というのは、通過する地元への交通安全対策も含めて、また作業時間の説明だとか、手順の説明だとかいったことが通常行われるわけですけども、搬出入がなければいいですけども、この車両は当然どこからから来るわけですから、その辺の地元説明についてかどうかというのが4点目です。ルートも含めてね。</p> <p>5点目は、万が一、この撤去工事が終わった後、不具合が出るようなことが起こった場合の瑕疵担保責任というのが条項上あるのかどうかです。もしあるのであれば、これはどの程度の期間、例えば完了検査後6カ月とか、1年とかいうことになると思うんだけれども、どの期間でこの瑕疵担保責任というのが設定をされているのか。</p> <p>以上5点、よろしく願いいたします。</p>
<p>森田議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局でございます。</p> <p>ただいまの議員のご質問につきまして答弁させていただきます。</p> <p>まず、1点目でございますが、この土地を精華町さんのほうに譲与する際に議会の議決が要るのかどうかというところでございます。これにつきましては、今、議員のご質問にありましたように、組合のほうで財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というのがございまして、その中におきまして、他の地方公共団体等がその公共の用に供する場合につきましては譲渡することができるということで記載があります。一般的に地方自治法の96条第1項の第6号に基づいての条例ということで制定しているわけでございますけれども、地方公共団体の公有財産のうち普通財産を適正な対価なくしてこれを譲渡する場合、譲与条例を設けて無償譲渡することについては、その処分に当たってさらに議会の議決を要しないということで行政事例も出ていますところでございますけれども、今回の件につきましては非常に大きな面積というところでもございます。また、他の自治体の事例をしてみますと、こういった条例を持ちながら無償で譲渡した際に、住民からの監査請求ということで、議会議決を経ずにしたことについての疑義が出されているといったような事例も見受けられます。</p> <p>また、この土地につきましては、精華町さんのほうに無償で譲渡するという方針につきましては、これまでから行政間では確認したところでございますけれども、それを対住民さんでありますとか、議会の</p>

山本事務局長
つづき

関係でこの譲与を、この組合の条例をそのまま適用して無償で議会の議決に経ずにすることが適切かどうかにつきましては、もう少し慎重に検討していきたいというふうに思っているところでございます。そのまま読めば譲与することができるかもしれませんが、その手続につきまして慎重に取り扱ってきたいというふうに思っております。ただ、その方針につきましては変わらないというところでございます。

それと、2つ目の撤去の意味でございますが、これにつきましては、組合の規約改正に伴う協議の際に、議員のほうからも撤去と完了というのをどういうふうに意味をするのかということで確認をされています。その中におきまして、撤去完了といいますのは、精華町でその土地が使えるようになったときを指すんだということで、その当時の議員の皆様方での確認をいただいております。したがって、この撤去の完了というのはいつの時点を指すのかというところにつきましては、組合から精華町のほうに土地を譲与する、これが確定した段階というところでございますので、その手続が済めば完了という形になります。それと、登記のほうにつきましては、その後の処理になりますので、組合のほうで精華町のほうに譲与するという、また精華町のほうでそれを受けるとい意思決定があった段階で完了したものというふうに考えております。

それと、工事の範囲はどこまでかというところでございますけれども、この工事につきましては、当然、地下の構造部分も撤去するというところでございます。先ほど、ごみピットという話もございましたけれども、ごみピット以外にも地下の部分もございます。そういったことから地下の構造物、そういったものもとった上での範囲となってまいります。その際にどういう形で土地を埋めていくのかというところでございますけれども、基本的には現況の土地が道路よりも若干高くなっておりますので、今の現状の中での土の切り盛りをしていきたいというふうに考えておりますので、現状の敷地内の土地を使って、ごみピットでありますとか、地下階を埋めていくというところでございますので、若干今よりは地盤高が低くなるというところでございます。そういったことから、土砂の搬入につきましては、現時点におきましては特に予定をしてないというところでございます。

車両のルートにつきましては、どこになるのかというところでございますけれども、これにつきましては、解体撤去した際の産業廃棄物、そういったものをどこに持って行くのかといったことにつきましては、今後、業者のほうと決まっていくこととなりますので、当然それに伴って搬入ルートも業者との打ち合わせの中で決まってくるというふうに思っておりますので、現時点におきまして、どのルートを使うのかといったことにつきましては、まだ確定していないというところでございます。

それと、その搬入ルートについての地元説明というところでございますが、まず地元さんにつきましては、北稲八間区については、工事の施工計画が明らかになった段階で、どういう工事を進めていくのか

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>といったことにつきまして、区長さんを通じて説明をするということで地元のほうに話をしておりますので、それに基づいて説明をしていくこととなります。当然、まだ施工計画ができておりませんので、年明け以降になるというふうに考えております。</p> <p>それと、最後に、5点目のご質問の中で、瑕疵担保責任というところでございますが、瑕疵担保責任につきましては、仕様書の中にもうたっておりますし、この工事契約につきましては、通常、工事請負契約につきましては基準契約というのがございます。今回の工事請負契約につきましては、基準契約Aという一般的な契約を使っております。その中におきまして瑕疵担保責任が明記されております。発注者は、工事の目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し、またその収保にかえて賠償の請求ができるということになっております。一般的に建物につきまして、建築物であるとか設備につきましては1年、コンクリートでありますとか土木工作物、そういったものについては2年の瑕疵担保があります。また、こういった1年、2年の瑕疵担保以外に、瑕疵が故意または重大な過失による場合につきましては10年ということでもありますので、当然その瑕疵担保責任がこの契約上ありますので、今回の工事についても適用されるというふうに考えております。</p> <p>あと、先ほどの倉議員の説明の中で、数値的なものの確認ということがありましたので、最後に数値的なところの確認をさせていただきたいと思っております。平成27年度から29年度で、焼却施設の撤去事例で組合で調べた限りにおきまして、准連続運転の焼却炉で換算いたしますと、最大で1トン当たり630万円、60トンで掛け合わせますと3億7,800万円でございます。調べた限りにおきまして平均をとりますと、1トン当たり440万円、60トンで掛け合わせますと2億6,400万という金額でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほか。 佐々木議員。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>数字は了解しました。いまいわからないのは、その撤去の瞬間なんですよ。今のところ議決にするかどうかは、まだ検討中だという話は今ありましたよね。仮に議決にするとしても移転登記の前ですよ、当然のことながら、その場合は。なるわけで。となったら、今の話で順番がわからないのは、例えば議決があって、組合と精華町間での合意があって、無償譲渡の話があって、何らかの協定か契約があって、移転登記という順番なのかどうかなんですよね。要するに、これは撤去ということは、既に組合規約上書かれていますので、それがいつの段階かというのが明確にならないと、解釈によって、いや、移転登記の日だという人もいれば、さっきあったように合意をしたときとい</p>

佐々木議員
つづき

うこともあるかもしれないし、議決の日になるかもしれないし、そういうちょっと撤去の日というのを確定させる必要があると思っていますんですが、特に、今の話ですとまだ検討中だという話で、これが議決事項にするんだったら、まだもう一遍確認の場はあるけれども、もししないんだったら、今日が事実上最後の確認の日になりますよね。要するに撤去の日ということを公的な、要するに議案として審議ができるという意味では、今日が最後になっちゃうということなので、それは大体いつの段階のことを言って、この組合契約上の附則下にある撤去という日になるのかというのは、これはちょっとこだわりますので、再度お願いをしたいと思います。

ごみの範囲は、さっきあったので結構です。今のところ予定では地盤高は下がるかもしれないけれども、今ある現場の土で埋め戻しが可能というようなことで、いわゆる搬出も搬入もないと、プラマイゼロだというような話でしたので、それはそれで了解をしておきます。

ただ、1つ気になるのは、もちろん北稲八間区は地元区ではあるんだけど、実際に車が入り出す場合というのは、北稲八間の中を通る可能性は減多になくて、逆に、いわゆる精華町の北部地域といいますか、下狛とか菱田とかいう地域を通過する可能性のほうが高いわけですね。だから、実際に車が入りしたり、または交通安全上の危険が生じるのは北稲区よりも違うところという話になるわけで、そのところをしっかりと説明をしたらないと、またいろんなトラブルの原因になりますので、精華町さんの協力を得ることも必要かもしれませんけれども、できればちょっと、その大規模な工事が始まる前にそれはしたほうがいいんじゃないかという、これ意見ですけども、申し上げておきたいと思います。

あと、瑕疵担保は、前ちょっと話をして、今の話は建築とか土木とかいった話をして、1年とか2年とかありましたけれども、今回、撤去工事なので、物をつくるのではなくに物を壊す工事ですね。その場合、一体どの部分、例えば建物があつた部分については1年で、それ以外は2年というような適用をされるのか。物がなくなるわけですね、要するに撤去工事だから。物がなくなるので、後段部分の重大な、例えば故意とか重大過失というものはちょっと横に置いとくとして、通常、あした以降だと思っただけけれども、契約をする場合の撤去工事なので、それは一体何年の瑕疵担保責任が適用されるのかというのはちょっと明確にしておかないと、一体誰の責任なんだと、何か起こった場合にね。例えば1年半後に起こった場合、いや、建物だから1年だというふうに主張されるかもしれないし、もう精華町へ移った後だとしたら、それは所有者の責任になるのかもしれないし、明確にしておく必要があると思うので、それは何年になるかということと、その起算日は一体いつなのか、いつから数えて、例えばその瑕疵担保責任の期間が発生するのか。これは先ほどの撤去の日なのか、もしくは完了検査の日なのか、いつから数えてこの期間というのが適用になるのかというのは、ちょっと明確にしておきたいと思いますが、その点よろしくお願ひいたします。

森田議長	事務局長。
山本事務局長	<p>まず、1つ目の撤去の完了の日をいつにするのかというところでございますけれども、手続的にいいますと、まずは精華町さんのほうから組合のほうに対しまして、公共の用に供するので土地を譲与していただきたいというような申し出が、まず取っかかりになるかと思えます。それに基づきまして、普通財産として、今、行政財産であるものを組合の普通財産として変更するのとあわせまして、それを精華町に譲与する手続を進めていきます。その際に譲与する際におきまして、議会の議決を得るか否かということにつきましては慎重に検討させていただきたいと思えますけれども、譲与をするということ、原因の日ですけれども、それがどういった手続を踏むのかということは議会の議決を得るかどうかというのはありますけれども、基本的にはそういったことをした上で、組合から精華町のほうに譲与をするという原因となる日が当然出てまいります。当然、登記簿につきましては、その原因日を、いわゆるその民間とのやりとりでありました契約日に相当するものが原因の日になると思えますけれども、その日をもって登記の日になりますので、手続的には登記簿が上がってくる日についてはそれ以降になるかもわかりませんが、登記の原因日につきましては、組合が精華町のほうに当該土地を譲与した日をもって登記の原因日になりますので、登記の日と譲与をした日というのは同じ日になろうかということによって思っておりますので、その日をもって、当然、登記簿の書きかえが遅くなった、時間かかったとしても、その日をもって精華町さんのほうでその土地を使うことが可能になりますので、精華町さんもそうだと思いますけれども、行政のほうで土地を買うときにつきましては、その契約の日をもった以降については、その土地を買った者、譲り受けた者が自由に使えるよといったことで契約書に入れますので、譲与を確定した日以降については、精華町さんのほうでその土地を自由にお使いできるということになりますので、佐々木議員の言われた譲与の日をもってするのか、登記の日をもってするのかについては、原因日が同じ日になるという解釈で今思っているところでございます。</p> <p>それと、どのルートを通るのかによって、地元の説明がほかにも必要になってくるのではないかとこのところでございますけれども、まずは地元であります北稲八間区のほうにつきましては工事に関する説明をさせていただきますということは、これは北稲八間区の区長さんのほうにもお約束しているものでございますので、北稲八間区を地元区として工事説明をしたいということで思っております。</p> <p>それ以外の区のほうにつきましては、工事車両が通るから設備が必要ではないのかというご意見であろうかと思えますけれども、直接工事に影響するというものではございませんので、通行等によって非常に危険だと、頻繁に通るといふことがあるようでしたら、それにつきましては精華町さんの協力を得ながら、それぞれの行政区のほうに工</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>事のお知らせという形で回覧等をするなりして周知をしていくことで事が足りるのかなということだと思っています。</p> <p>それと、瑕疵担保の考え方でございますけれども、瑕疵担保は、当然どの工事でもそうですけれども、目的物を引き渡して受けて以降ということになりますので、当然、完了検査が終わって目的物引き渡されて以降に瑕疵担保の期間が発生してくるところでございますので、ご心配になられている、例えば、今、工事の本契約をしたら、その日から瑕疵担保のカウントされるのかということ、そうではないということでございます。その瑕疵担保期間が1年、2年、重大な過失については10年ということでありまして、これにつきましては契約上は、今申し上げましたように建築物、また設備工事の場合については1年、コンクリートのものでありますとか土木工作物については2年以内ということになっておりますので、それぞれどういう瑕疵担保になるのかにつきましては、この契約後、請負業者の方と双方勘違いがないように確認をしていきたいというふうに思っているところでございます。当然、建物で建てていくという行為ではありませんので、瑕疵担保で生じるとすれば、十分物がとり切れていないといったようなことでもありますとか、ごみピット部分について不陸が起こってしまうといったようなことになろうかと思っておりますけれども、こういったことが特に懸念されるのか、それに対しての瑕疵担保の期間はいつになるのか、それにつきましてはこれから業者の方とも打ち合わせをしていきますので、その中で話をしていきたいというふうに思っております。したがって、物が無いという中で瑕疵担保についての1年、2年、10年というのは当然適用されますけれども、それぞれどういったことが想定されて、どのような期間を瑕疵担保とするのか、それは施工業者のほうと十分詰めていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、重大な過失がない限り2年以内という瑕疵担保になるというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>森田議長</p>	<p>ほか。 佐々木議員。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>わかりました。3回目ですので。</p> <p>今、るる説明いただきましたが、現段階で未定のもの、今の瑕疵担保が何年になるかということも含めて、また、幾つかルートとか、または産廃になるんだったらその排出先とか、今、現段階で未定のことがあるので、それについてはできれば決定次第に周知というか知らせただけかどうかというのが1点目の確認です。</p> <p>さっき冒頭にあった、いわゆる議決事項にするかどうかということも含めて現在検討中ということですのでけれども、これも確かに局長がおっしゃるような懸念とか、いろんな前例、監査請求とか、ほかの事例</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>を見ると安全側のほうに行ったほうがいいのかは、そうだと思っています。ただ、逆に言えば、現条例からいったら恐らく不要になるわけですね。となると、その辺の相違が発生しちゃうので、場合によっては、こんなことは滅多に起こらない事例だと思うんだけど、ほんまに何十年に一遍しか起こらないと思うけれども、必要だったら次回、または次の、多分来年の定例会とかにおいて、その検討した後決められた方向で、現状のいわゆる法令だとか、または本組合の条例に適合しない部分があるのであれば、いわゆる特例条例的なものをつくって、いわゆる心配されていた住民からの監査請求にも耐えられるし、または法定手続といいますか、法令に従う議決という意味からいっても耐えられるわけですから、現瞬間ではどうするかわからない話だけでも、もしやるのであれば、何らかの条例上の特例的な条例をつくるなりして、内部からも外部からも後々指摘をされないような状態にしておかないと、論争というか議論を湧き起こしてしまいますので、できればそういうのは齟齬のないようお願いをしたいと思います。その点はそういうことでよろしいでしょうか。</p>
<p>森田議長</p>	<p>局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>ただいまご質問のご意見でございますけれども、この地方自治法の96条のところで定めている条例でございますけれども、本則としては議会の議決が必要だと。その議会の議決を必要なんだけれども、条例に定めたときについてはこの限りではないという話でございますので、本則でいうと必要な案件になってこようかと思えます。</p> <p>それと、先ほどの、例えばこれは行政財産の売り払いということになった場合につきましては、免責要件、また、例えば今回の打越台環境センターの前については道路の路線価はありませんけれども、その前の自衛隊に進んでいく道については路線価がついております。これが3万6,000円という路線価でございますので、単純に7,000平米を掛けますと、非常に高額の行政財産ということになります。それを議会の議決を経ずに普通財産にして譲与するということでございますので、木津川市、精華町、またこの組合の議員間におきましては、内容的にはご納得いただけるものということでは思っておりますけれども、手続的にそれが適正かどうかにつきましては、ちょっと慎重に扱いたいということで思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。その上で特例的な条例が必要かどうかにつきましては検討させていただきたいということで思っております。ただ、条例につきましても、することができるといえる条例でございますので、特例条例がなくても、齟齬がないかどうかについても確認をした上で適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

<p>森田議長</p>	<p>ほかございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認めます。 以上で質疑を終了いたします。 これから討論を行います、討論はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なしということで、お諮りいたします。 本件は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。</p> <p>ありがとうございます。起立全員であります。 よって、議案第4号、打越台環境センター解体・撤去工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。</p> <p>ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なるご審議を賜り、大変ご苦勞さまでした。 これをもちまして、令和元年第2回木津川市精華町環境施設組合議会臨時会を閉会いたします。 本日はどうもご苦勞さまでした。</p> <p style="text-align: right;">(10:14)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: right;">議 長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名議員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名議員 _____</p>